

(電子メール施行)
教体第1059号
令和2年4月9日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

登校日の取り扱いについて

標記の件につきまして、令和2年4月7日付教体第1044号の通知により、第1・2・3・4学区は週1日、第5学区は週2日を上限に登校日を設定しているところですが、下記の点に留意のうえ対応願います。

記

1 登校日の考え方

(1) 今回設定した登校日は、緊急事態宣言に伴う臨時休業中のものであり、登校を強制するものではないことを明確にするために、「登校可能日」と改めること。

従って、登校しなくても当然欠席とならないことを、保護者、児童生徒等へ周知すること。

また、感染が心配・不安で登校できない児童生徒等に対しては、電話等で自宅において健康面の確認、学習活動への指示等を行うこと。

(2) 登校日の日数等の設定は、4月7日(火)時点の感染状況等を踏まえ設定したものであり、今後、2週間ごとに県全体での見直しを行うが、それまでの間、各市町の感染発生状況等を踏まえ、学校長判断で「登校可能日」を設定しないことができること。

なお、登校時においては、学年別、クラス別等の分散登校や時差登校を行う等、可能な限り集団にならないよう配慮すること。また、下校の際は寄り道をしない等の指導を行うこと。

2 学習支援

学習支援例について周知予定(来週中)

3 感染症対策

(1) 3原則(「密閉」「密集」「密接」を避ける)を徹底すること

(2) こまめな換気の実施、咳エチケットのためのマスクの着用、手洗いの徹底や消毒液の活用など、感染防止の措置を講じること